

令和8年10月1日以降適用

設計単価の取り扱いについて

青森県 県土整備部

設計単価の取り扱いについて

1. 使用上の注意事項	1
2. 労務単価について	2
3. トンネル関係労務単価	4
4. 単価および単価コード表備考集	5
5. コンクリートブロック類（取扱実施要領）	6
6. 銘板・標識板コード	7

1. 使用上の注意事項

1-1. 掲載されている単価の種類

設計単価表(以下本表という)には実施設計書に使用できる単価とコードを掲載しております。掲載されているものは、次のとおりです。

- ①労務単価
- ②材料単価
- ③建設用仮設材賃料等

1-2. 実施単価と査定単価

本表には実施設計書に使用できる単価と単価コードを掲載しております。また、名称規格が同じであれば、実施・査定に関係なく、使用できます。

1-3. 本表に掲載されていない単価の積算システムでの使用について

本表に掲載されている単価コードは、青森県土木積算システムによる設計書の作成に使用できます。本表に掲載されていない単価(物価資料、見積等による単価)を青森県土木積算システムで使いたい場合は登録単価として利用者が登録することになります。

1-4. その他

その他使用上の注意事項が各編の最初に記してあるので、参照してください。

2. 労務単価について

1) 労務単価決定の方法

公共工事設計労務単価（以下、労務単価という。）は、「公共事業の設計等に必要な労務単価の決定方法について関係省覚書（\$45. 8. 12）」第2項に基づき公共事業に従事する建設労務者の賃金を地域別及び職種別に調査し、調査時点から労務単価適用時点までの時点差を考慮して決定したものである。

2) 労務単価の構成

労務単価は、以下のものにより構成されている。

- ① 所定内時間8時間当りの基本給相当額及び基準内手当（当該職種の通常の作業内容及び作業条件の労働に対する手当）
- ② 所定内労働日数1日当りの実物給与（評価額）及び臨時の賃金等

3) 数値基準

危険手当を含む単価、及び冬期補正単価等を算出する場合は、四捨五入による10円単位とする。

4) 時間外、休日又は深夜の割増

時間外、休日又は深夜の割増賃金を積算する場合は、一般に次式により算出するものとする。

労務費(総額)＝所定内労働に対する賃金＋割増賃金

＝労務単価(休日の場合は計上しない)＋労務単価×K×割増すべき時間数

ただし、Kは1時間当りの割増賃金係数であり、次式により職種毎に算出した値を次項に示している。

$K = \text{割増対象賃金比} \times 1/8 \times \text{割増係数}$

注1 「割増対象賃金比」とは、労務単価に占める「基本給相当額+割増の対象となる手当」(割増賃金の基礎となる賃金)の割合である

注2 労働基準法第37条第1項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令の制定により、休日の割増賃金の計算に用いる率の最低限度が、平成6年4月1日より2割5分から3割5分に引き上げられた。1時間当り割増賃金係数は、この最低限度の引き上げ後の以下の割増係数により、計算している。

1.25(時間外。ただし、時間外の深夜は1.50。)

割増係数＝ 1.35(休日。ただし、休日の深夜は1.60。)

0.25(深夜。)

5) 1時間当り割増賃金係数(K)を使った場合の労務費 (割増賃金を含む総額)の計算例

(1) 時間外

① 所定労働時間の8時間に加え、2時間の時間外労働を行う場合(すべて深夜以外の時間帯の場合)

労務費(総額)＝単価＋単価×K(時間外)×2時間

② 所定労働時間の8時間に加えて4時間の時間外労働を行い、うち2時間が深夜の時間帯の場合

労務費(総額)＝単価＋単価×K(時間外)×4時間＋単価×K(深夜)×2時間

(2) 休日

① 休日に8時間労働を行う場合(すべて深夜以外の時間帯の場合)

労務費(総額)＝単価×K(休日)×8時間

② 休日に9時間労働を行う場合(すべて深夜以外の時間帯の場合)

労務費(総額)＝単価×K(休日)×9時間

③ 休日に10時間労働を行い、うち2時間が深夜の時間帯の場合

労務費(総額)＝単価×K(休日)×10時間＋単価×K(深夜)×2時間

(3) 深夜

所定労働時間8時間の労働を行い、うち3時間が深夜の時間帯の場合

労務費(総額)＝単価＋単価×K(深夜)×3時間

3. トンネル関係労務単価

労務賃金算定例を次に示す。

(1) 掘削関係

掘削関係労務単価

$$= P \times (1 + 0.063\alpha)$$

(2) 覆工関係

覆工関係労務単価

$$= P$$

(3) その他

① 基準値（P）は公共工事設計労務単価によるものとする。

α ・・・・・・構成比

② 掘削工、インバート工、覆工等の坑内作業はトンネル職種の単価とする。

③ 地下排水、側溝、舗装等の覆工完了後に施工する作業は一般明り職種の単価とする。

4. 単価および単価コード表備考集

コード	単価名称		備考	
Z230140005～ Z230143000	鋼管杭		1. 本体はベース価格である。(地域加算額は含まない。) 2. 各種エキストラの適用は物価資料を参照のうえ計上すること。 3. 荷卸しに要する費用は含まず。	
Z230152005～ Z230153160	U型側溝用グレーチング ～ますぶた用グレーチング		1. 滑り止めの有無は問わない。	
Z231075005～ Z231075020	カーブミラー		1. 鏡体(取付金具付き)	
Z231076005 Z231077005	カーブ ミラー	φ 76.3	1. φ 800mm1面用または φ 600mm2面用	2. アンカーバー2本む。
Z231076010 Z231077010	支柱	φ 89.1	1. φ 800mm2面用または φ 1000mm1面用	〃
Z231076015 Z231077015		φ 101.6	1. φ 1000mm2面用	〃
Z231330005～ Z231330020	落石防護柵		1. 支柱、壁材、取付金具を含む 2. 支柱間隔は1.5m	
Z231333010	エキスパンドフェンス		1. 支柱、付属品(ボルト、ナット等)を含む。 2. 傾斜、勾配等は別途。 3. Hは柵高(mm)	
Z230601010～ Z230605005	杉材 松材		1. 素材については、1、2等材込み(土木用材)である。 2. 橋梁用桁、脚材等特殊材については、別途協議すること。	
Z230304005～ Z230305015	捨石等 (海上渡し)		1. 水深-3.5m以上とする。	
Z004002002～ Z004002009	円筒形蛇かご		1. じゃかごのアルミ合金は、亜鉛+アルミ(10%)合金めっき線材で、 めっきの付着量は300g/m ² 以上。	

5. コンクリートブロック類（取扱実施要領）

(1) 積（張）ブロック

1. 設計図書にはA類と表示する。
2. 銘柄指定はしない。（請負人が選定する）
3. 使用銘柄については承諾願いにて提出させることを原則とする。銘柄による変更はしない。
4. 承諾に当たっては青森県土木工事共通仕様書及びJISA5371によるほかメーカー側の資料等を検討すること。（疑問がある場合は工場立入検査をすること。）
5. 天端コンクリートは別途計上すること。
6. 平均巾1.0m未満のさしわはブロックに含まれる。この場合のコンクリートは18-8-40を使用するものとする。

(2) 法枠ブロック

1. 主たるブロックの重量50kg未満とはA類及びB類をいう。
2. 設計図書には次のように記載する。

区 分	記 載 内 容
A 類	枠高12cm 重量50kg未満
B 類	枠高15cm 重量50kg未満 ～ 18cm
C 類	枠高15cm 重量50kg以上 ～ 18cm
D 類	枠高20cm 重量50kg以上
E 類	枠高25cm 重量50kg以上

3. 銘柄指定はせず承諾願いを提出させること。銘柄による変更はしない。
4. 承諾に当たってはメーカー側の資料等を検討すること。（疑問がある場合は工場立入検査をすること。）
5. 設計計算上の中詰面積は10m²当り A類5.9m²、B類6.5m²、C及びD類5.7m²、E類7.5m²とする。
6. 中詰は適宜考慮する。

積ブロック

単価コード	種 別	重 量 区 分	胴込量(m ³ /m ²)
Z002410001	A 類	150kg/個未満	0.22

6. 銘板・標識板コード

単価コード	品 名	規 格	単位
Z231332015	急傾斜地事業 銘 板	300×200×12mm 文字は浮き彫り 四隅にアンカーボルト取り付け 材質は青銅製	枚
Z231332020	砂防事業 銘 板	400×300×12mm 材質は青銅製	〃